

平成28年第4回京丹波町議会定例会（第1号）

平成28年12月 5日（月）

開会 午前 9時00分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

自 平成28年12月 5日

17日間

至 平成28年12月21日

第 3 諸般の報告

第 4 行政報告

第 5 請願の委員会付託

第 6 同意第 5号 教育委員会委員の任命について

第 7 同意第 6号 教育委員会委員の任命について

第 8 議案第67号 平成28年度 京丹波町地域熱供給システム整備工事請負契約の変更について

第 9 議案第68号 平成28年度 旧和知第二小学校屋内多目的グラウンド建築工事請負契約の変更について

第10 同意第 7号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

第11 同意第 8号 公平委員会委員の選任について

第12 諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について

第13 諮問第 4号 人権擁護委員候補者の推薦について

第14 議案第69号 京丹波町水道事業の設置等に関する条例の制定について

第15 議案第70号 京丹波町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について

第16 議案第71号 京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第17 議案第72号 京丹波町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第18 議案第73号 京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部

を改正する条例の制定について

- 第 19 議案第 74 号 京丹波町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 20 議案第 75 号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 21 議案第 76 号 京都地方税機構規約の変更について
- 第 22 議案第 77 号 国民健康保険南丹病院組合規約の一部変更について
- 第 23 議案第 78 号 平成 28 年度京丹波町一般会計補正予算（第 3 号）
- 第 24 議案第 79 号 平成 28 年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 25 議案第 80 号 平成 28 年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 26 議案第 81 号 平成 28 年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 27 議案第 82 号 平成 28 年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 28 議案第 83 号 平成 28 年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 29 議案第 84 号 平成 28 年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 30 議案第 85 号 平成 28 年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第 1 号）

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16名）

- 1 番 坂 本 美智代 君
- 2 番 東 まさ子 君
- 3 番 森 田 幸 子 君
- 4 番 篠 塚 信太郎 君
- 5 番 山 田 均 君
- 6 番 山 内 武 夫 君
- 7 番 山 下 靖 夫 君
- 8 番 原 田 寿賀美 君
- 9 番 山 崎 裕 二 君

- 10番 村山良夫君
- 11番 岩田恵一君
- 12番 北尾潤君
- 13番 梅原好範君
- 14番 鈴木利明君
- 15番 松村篤郎君
- 16番 野口久之君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（21名）

- 町 長 寺尾豊爾君
- 副町長 畠中源一君
- 参事 伴田邦雄君
- 参事 山田洋之君
- 総務課長 中尾達也君
- 監理課長 木南哲也君
- 企画政策課長 久木寿一君
- 税務課長 松山征義君
- 住民課長 長澤誠君
- 保健福祉課長 大西義弘君
- 子育て支援課長 津田知美君
- 医療政策課長 藤田正則君
- 農林振興課長 栗林英治君
- 商工観光課長 山森英二君
- 土木建築課長 山内和浩君
- 水道課長 十倉隆英君
- 会計管理者 下伊豆かおり君
- 瑞穂支所長 山内善博君
- 和知支所長 榎川諭君
- 教育長 松本和久君

開会 午前 9時00分

○議長（野口久之君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

本日はご参集いただき、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成28年第4回京丹波町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（野口久之君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、15番議員・松村篤郎君、1番議員・坂本美智代君を指名します。

《日程第2、会期の決定》

○議長（野口久之君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月21日までの17日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月21日までの17日間と決しました。

会期中の予定は、配付しております会期日程表のとおりであります。

《日程第3、諸般の報告》

○議長（野口久之君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に町長から提出されている案件は、同意第5号ほか24件でございます。

提案説明のため、寺尾町長ほか関係者の出席を求めました。

12月1日に議会運営委員会が開催され、本定例会の運営について協議されました。

11月14日に産業建設常任委員会と福祉厚生常任委員会、11月15日に総務文教常任委員会、11月16日に交通網対策特別委員会、11月18日に議会活性化特別委員会、正副委員長と会派代表者との合同会議がそれぞれ開催されました。

議会広報特別委員会には、議会だより第50号を発行いただきました。

本日、本会議終了後、総務文教常任委員会と議会広報特別委員会が開催されます。ご苦労さまですが、よろしく願いをいたします。

京丹波町監査委員より例月出納検査結果報告がありましたので、お手元に配付しております。

本日の会議に京丹波町ケーブルテレビの撮影・収録を許可したので、報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第4、行政報告》

○議長（野口久之君） 日程第4、行政報告を行います。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 皆さん、おはようございます。

師走を迎えまして、何かと慌ただしい昨今でございます。

本日、ここに、平成28年第4回京丹波町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多忙の中、ご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

また、日頃、議員各位には、円滑な町政の推進にご支援、ご協力をいただいておりますこと、厚くお礼申し上げます。

さて、平成28年も残すところわずかとなりました。今年は、天候にも恵まれ、風水害等による被害も少なく、穏やかな年となりました。

合併後10年を経過し、新たなまちづくりの第一歩を踏み出したところであります。

近年、本町は、順調に、また着実に歩みを進めていると実感しております。このことは、町民の皆さんのご理解とご協力があるからこそ実現しているものでありまして、深く感謝申し上げます。

また、京都府が進めます「森の京都」ターゲットイヤーとして何かと注目を集める年でもありました。その取り組みの中心にありましたのが第40回全国育樹祭であったと思っております。

10月9日に、南丹市の「府民の森ひよし」で皇太子殿下のご臨席を仰ぎまして、厳粛に開催されました式典では、ふれあいの森林（もり）づくり表彰式が開催されまして、国土緑化推進機構会長賞を本町が代表して受領させていただきました。この表彰は、今日まで分収造林などの活用によって、森林の多様な機能を発揮するために整備を続けていることで、緑化の推進を図っていることなどが認められたものでありまして、町民の皆さんとともに喜び

たいと思っております。

また、この秋には、数多くのイベントを開催させていただきました。

10月23日には、「京丹波・食の祭典2016」を丹波自然運動公園と須知高等学校において開催し、今年も多くの方をお迎えし、「京丹波の食」でおもてなしをすることができました。これからも京丹波町のファンを1人でも多く増やしていくための取り組みを進めてまいりたいと考えております。

11月3日には、「京都丹波ロードレース」が約3,400人余りのランナーを初め、家族など大勢の方を丹波自然運動公園に迎えまして開催できました。時折小雨の降る肌寒い日となりましたが、選手は、スタッフや沿道の声援を受けながら力いっぱい走っていただき、思い出をつくっていただいたものと思っております。

11月26日と27日には、「京丹波町映画マルシェ」を開催しました。まずは、町民の皆さんに映画のおもしろさを感じていただこうと企画したものであります。あわせて、地元産食材を使った料理を販売する「食フェス」も同時に開催させていただきました。当日は、あいにくの雨となりましたが、会場内は熱気に満ちあふれまして、楽しいひとときを過ごしていただけたのではないかと考えております。また、このたび、俳優の榎木孝明さんに町の観光大使に就任いただきました。これから「映像文化のまち」としてPRをしていただこうと考えております。

これらの取り組みにより雇用の創出、あるいは地域振興を図っていきたくと考えておりますので、議員各位におかれましてもご支援、ご協力をお願いいたします。

次に、事業の進捗状況等ではありますが、10月5日には、農林水産省など関係7府省が推進します「バイオマス産業都市」に選定されました。選定のもととなった「京丹波町バイオマス産業都市構想」では、森林資源や家畜ふん尿を初めとしました町内に豊富に存在しますバイオマスをフル活用することにより、地域内の資源と経済が循環する仕組みを構築し、林業・農業・畜産の活性化や雇用の創出を図ることとしております。また、第二次京丹波町総合計画につきましては、パブリックコメントを終え、次回の審議会から最終案の審議に入ってくださいと予定としております。年度内には本計画を策定しまして、議会に報告させていただきたいと考えております。

次に、平成29年度の本町の予算編成方針をこのほど策定いたしました。

国では、アベノミクスの取り組みのもと、経済再生・デフレ脱却に向けて前進しているものの、民需に力強さを欠いた状況であり、働き方改革を進めることなどにより潜在成長率を高め、同時に地域経済に好循環をもたらす「ローカル・アベノミクス」に取り組む必要があ

るとしております。

このような状況の中で、新年度の予算は、私の２期目を仕上げる予算編成となります。まちづくりの基本理念であります「安心・活力・愛」のあるまちづくりを一層確かなものとし、住民の皆さんの期待に応えていきたいと考えております。特に、その中でも、住民の生命財産を守るための防災施策や本年１０月に認定を受けました京丹波町バイオマス産業都市構想を実現するための施策、子育て支援等の町の未来を担っていく人材を育成するための施策を柱として、予算に反映させたいと思っております。

本町におきましては、本年度から普通交付税の段階的縮減が始まっており、平成２９年度には合併算定替と一本算定との差額の３０％の減額が行われることから、財政状況は一段と厳しさを増していくこととなります。

このため、私が職員に伝えましたことは、現状の財政状況を職員各自がしっかりと捉え、財政健全化に向け、高い意識をもって予算編成に当たる一方、財政が厳しいからといって、住民サービスを低下させることなく、厳しい中でも住民の要望にきちんと応えていく行政を実現するために創意工夫を尽くしてほしいということでもあります。

次に、最近の取り組みとしましては、「安心」のあるまちづくりでは、地域医療の充実に向けて、京丹波町病院を中心とした医療体制の構築と医療機器類の整備を行い、早期発見・治療、予防と回復に向けて取り組んでおります。また、平成２９年度から、向こう１０年間の「京丹波町地域福祉計画」の策定に向けまして、町民みんなで支え合い、安心して暮らせるように策定委員会で進めております。

次に、「活力」のあるまちづくりでは、今年度から新庁舎の建設に向けて基本計画審議会を設置し、検討いただいております。間もなく答申をいただくこととなっております、議会にもその内容を報告させていただく予定としております。

また、「愛」のあるまちづくりでは、就学前の子どもに対する幼児教育や保育が提供できる体制の構築と充実を図るための認定こども園の開設に向けて、関係者で構成します開設準備委員会で基本構想の検討を始めているところであります。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（野口久之君） 以上で行政報告を終わります。

《日程第５、請願の委員会付託》

○議長（野口久之君） 日程第５、請願の委員会付託を行います。

本日までに受理した請願はお手元に配付の請願文書表のとおり、福祉厚生常任委員会に付

託したので報告をいたします。

《日程第6、同意第5号 教育委員会委員の任命について及び日程第7、同意第6号 教育委員会委員の任命について》

○議長（野口久之君） 日程第6、同意第5号 教育委員会委員の任命について及び日程第7、同意第6号 教育委員会委員の任命についてを一括議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） それでは、本日提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

同意第5号 教育委員会委員の任命についてであります。現在、教育委員として活躍いただいております大西弘二氏の任期が今月11日に満了となります。大西委員には、平成20年12月から2期8年の間、教育委員会委員として誠心誠意ご尽力をいただいております。ここに改めまして敬意と感謝を申し上げる次第であります。

つきましては、新たに選任する教育委員として、京丹波町妙楽寺段ノ下31番地にお住まいの上田明成氏を任命することについて同意をお願いしております。上田氏は、昭和53年に公立学校職員に採用後、府学校教育課指導主事、京丹波町立丹波ひかり小学校長を歴任されるなど、教育行政と教育現場双方にわたり豊かな経験をお持ちであります。

主な公的職歴は、妙楽寺区長をお務めになり、平成28年5月からは保護司として活動されております。地域の実情に精通され、人望も厚く教育委員としての職務を遂行していただけるものと存じております。ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

同意第6号 教育委員会委員の任命についてであります。現在、教育委員として活躍いただいております藤本英子氏の任期が今月11日に満了となります。藤本委員には、平成24年12月から1期4年の間、教育委員会委員として誠心誠意ご尽力をいただいております。ここに改めまして深く敬意と感謝を申し上げる次第であります。

つきましては、新たに選任する教育委員として、京丹波町上乙見岡ノ本8番地にお住まいの竹内裕子氏を任命することについて同意をお願いしております。竹内氏は、京都府立須知高等学校和知分校講師、須知高等学校講師を歴任されるなど教育現場での経験もお持ちであります。

主な公的職歴は、和知町主任児童委員、和知町立和知第二小学校PTA副会長、和知町立和知中学校PTA副会長、京都府立須知高等学校PTA副会長を歴任され、平成27年4月

からは京丹波町女性の会会長として活躍されております。地域の実情に精通され、人望も厚く教育委員としての職務を遂行していただけるものと存じております。ご同意賜りますようによろしくお願い申し上げます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（野口久之君） 補足説明を担当課長から求めます。

中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） それでは、同意第5号並びに同意第6号 教育委員会委員の任命につきまして、補足説明を申し上げます。

教育委員会委員の任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項に基づきまして、「当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する」ということになっております。

なお、任期につきましては4年で、定数は条例で5人となっております。

初めに、同意第5号ですが、現在、教育委員としてお世話になっております大西弘二委員の任期満了に伴い、新たに上田明成氏を任命することについて同意をお願いするものでございます。

それでは、議案を朗読させていただきます。説明にかえさせていただきます。

同意第5号 教育委員会委員の任命について

下記の者を京丹波町教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

記

住所 京都府船井郡京丹波町妙楽寺段ノ下31番地

氏名 上田明成 昭和29年11月26日生 62歳 男性

平成28年12月5日提出

京丹波町長 寺尾豊爾

なお、上田氏のご経歴につきましては、裏面のとおりでございますので、ご確認いただきたいと存じます。

引き続きまして、同意第6号 教育委員会委員の任命につきまして、補足説明を申し上げます。

現在、教育委員としてお世話になっております藤本英子委員の任期満了に伴い、新たに竹内裕子氏を任命することについて同意をお願いするものでございます。

それでは、議案を朗読させていただきます、説明にかえさせていただきます。

同意第6号 教育委員会委員の任命について

下記の者を京丹波町教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

記

住所 京都府船井郡京丹波町上乙見岡ノ本8番地

氏名 竹内裕子 昭和29年6月5日生 62歳 女性

平成28年12月5日提出

京丹波町長 寺尾豊爾

なお、竹内氏のご経歴につきましては、裏面のとおりでございますので、ご確認いただきたいと存じます。

以上で、同意第5号並びに同意第6号の補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（野口久之君） 以上、説明のとおりであります。

これより、同意第5号 教育委員会委員の任命についての質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

討論を省略します。

これより、同意第5号を採決します。

この表決は起立により行います。

同意第5号 教育委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（野口久之君） 起立全員であります。

よって、同意第5号は原案のとおり同意されました。

次に、同意第6号 教育委員会委員の任命についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

討論を省略します。

これより、同意第6号を採決します。

この表決は起立により行います。

同意第6号 教育委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（野口久之君） 起立全員であります。

よって、同意第6号は原案のとおり同意されました。

お諮りします。

ただいまから上程になります日程第8、議案第67号 平成28年度 京丹波町地域熱供給システム整備工事請負契約の変更についてから日程第30、議案第85号 平成28年度 国保京丹波町病院事業会計補正予算（第1号）までの議案については、本日は提案理由の説明のみとし、質疑、討論、採決は後日の日程としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（野口久之君） 異議なしと認めます。

《日程第8、議案第67号 平成28年度 京丹波町地域熱供給システム整備工事請負契約の変更について～日程第30、議案第85号 平成28年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第1号）》

○議長（野口久之君） これより、日程第8、議案第67号 平成28年度 京丹波町地域熱供給システム整備工事請負契約の変更についてから日程第30、議案第85号 平成28年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第1号）までを一括議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 引き続きまして議案の提案をさせていただきます。その概要を説明させていただきます。

議案第67号 平成28年度 京丹波町地域熱供給システム整備工事請負契約の変更につきましては、平成28年第2回定例会に議決いただきました本工事請負契約の契約金額に356万4,000円を追加しまして、2億5,052万7,600円とすることを願います。熱源建屋地下部の塗膜防水処理の施工、長老苑のパネルヒーターの規格変更や取付け架台の設置、熱導管敷設工事における交通誘導員の配置などに伴いまして、契約金額を増額するものであります。

議案第68号 平成28年度 旧和知第二小学校屋内多目的グラウンド建築工事請負契約の変更につきましては、平成28年第2回臨時会で議決いただきました本工事請負契約の契約金額に1,081万800円を追加しまして、1億8,513万5,760円とすることをお願いするものであります。内壁の湿気対策や強度を高めるため、ボードの厚みを変更することや、外構工事におけるアスファルト舗装・排水路等の追加などに伴い、工事費を増額するものであります。

同意第7号 固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、杉本貢委員の任期が12月25日をもって満了となります。このため、引き続き選任することについて同意をお願いするものであります。

杉本氏は、地元地域の実情に精通され、豊富な知識と経験をもとに、職務を適切に務めていただいております。ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

同意第8号 公平委員会委員の選任につきましては、山本和之委員の任期が12月25日をもって満了となります。このため、引き続き選任することについて同意をお願いするものであります。

山本氏は、行政経験が豊富で、人事行政に関しても識見を有しておられることから、職務を適切に務めていただいております。ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、諮問第3号から諮問第4号につきましては、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。平成29年3月末をもって任期満了となります湊令子委員、堀川好委員をそれぞれ再推薦したいので、議会のご意見をお聞きするものであります。お二方とも、人権啓発や人権相談など積極的に活動いただいているところであり、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議案第69号 京丹波町水道事業の設置等に関する条例の制定では、本町の二つの簡易水道事業の完了に伴い、平成29年4月1日から京丹波町水道事業として一本化するとともに、企業会計への移行に対応するための例規整備を行うものであります。

議案第70号 京丹波町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定では、地方公営企業法第38条第4項の規定に基づき、水道事業職員の給与の種類及び基準について規定するものであります。

議案第71号 京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例では、人事院勧告に準じ、給料表、扶養手当及び勤勉手当の支給月数を改正するもので、民間給与との格差を埋めるために月例給、勤勉手当を引き上げるものであります。

議案第72号 京丹波町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を

改正する条例では、人事院勧告による一般職の給与改定に準じ、特別職の期末手当の支給月数を改正するものであります。

議案第73号 京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例では、同じく議会議員の期末手当の支給月数を改正するものであります。

議案第74号 京丹波町税条例等の一部を改正する条例の制定では、地方税法等の一部改正等に伴い、軽自動車税のグリーン化特例の1年延長等所要の改正を行うものであります。

議案第75号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定では、地方税法等の一部改正等に伴い、市町村民税で分離課税される特例適用利子等の額を、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めることなど所要の改正を行うものであります。

議案第76号 京都地方税機構規約の変更では、京都地方税機構が処理する事務に、新たに自動車取得税、自動車税及び軽自動車税に係る申告書等の受け付け等の事務を追加するものであります。

議案第77号 国民健康保険南丹病院組合規約の一部変更では、府内外の関係者に病院の内容をより理解されやすくすることにより、人材確保等を効果的に行うことを目的に、病院名称を「公立南丹病院」から「京都中部総合医療センター」に変更するものであります。

次に、議案第78号 平成28年度京丹波町一般会計補正予算（第3号）では、補正前の額117億8,238万5,000円から2,217万円を減額しまして、補正後の額を117億6,021万5,000円とすることをお願いしております。

今回の補正予算につきましては、事業の確定、進捗状況等により事業費を見込むとともに、新たな財政需要を勘案しつつ編成したものであります。

主な補正内容であります。まず、増額となります経費のうち民生費では、臨時福祉給付事業として6,900万円、障害者福祉費では、自立支援医療給付などに940万円、農林水産業費では、有害鳥獣対策事業として被害防止施設の設置工事費などに3,760万円、中山間地域所得向上支援対策事業として収益性の高い農産物の生産・販売等により、所得の向上を図るための施設整備補助金として4,900万円、商工費では、京丹波町ロケ地誘致事業で、ロケーションオフィスの事務所を兼ねた情報発信拠点の整備に必要な既存施設の改修費などに1,800万円、消防費では、京都中部広域消防組合負担金として、交付税確定によりその算定基礎となった基準財政需要額に基づく増額分640万円を計上しております。

また、減額となります主な事業のうち、民生費では、簡素な給付金措置給付金給付事業で、対象見込み者数の確定によりまして617万円の減額、農林水産業費では、土地改良施設維

持管理事業において、ため池のハザードマップ作成や実習設計業務委託費の確定により1,100万円の減額、土木費では、道路新設改良事業において、当初見込んでおりました交付金の額が大幅に減額となったことなどから、充当路線を精査したことで2億2,200万円の減額となったところであります。

また、人件費につきましては、人事院勧告に基づきます給与等を精査し、各費目ごとに計上しております。

歳入におきましては、これらの財源として国、府等の特定財源を見込むとともに、不足する額につきましては、財政調整基金から495万8,000円を繰り入れております。

議案第79号 平成28年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）では、補正前の額23億3,763万2,000円に180万4,000円を追加しまして、補正後の額を23億3,943万6,000円とすることをお願いしております。退職被保険者等療養給付費及び高額療養費等保険給付費の増加に伴う補正を行うものであります。

議案第80号 平成28年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）では、補正前の額2億1,844万4,000円から165万1,000円を減額しまして、補正後の額を2億1,679万3,000円とすることをお願いしております。広域連合保険基盤安定負担金の減額及び人間ドック助成金等の増加による補正を行うものであります。

議案第81号 平成28年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）では、事業勘定において補正前の額23億271万7,000円から4,553万3,000円を減額し、補正後の額を22億5,718万4,000円とすることをお願いしております。介護サービス給付費の減額等に伴う補正を行うものであります。

また、老人保健施設サービス勘定におきましては、補正前の額1億7,286万6,000円に117万1,000円を追加しまして、補正後の額を1億7,403万7,000円とすることをお願いしております。人件費の精査、施設修繕費の増額に伴う補正を行うものであります。

議案第82号 平成28年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第1号）では、補正前の額18億3,120万円から9,880万円を減額しまして、補正後の額を17億3,240万円とすることをお願いしております。人件費の精査、水道管布設工事等の事業進捗状況に応じた事業費の減額補正等による補正を行うものであります。

議案第83号 平成28年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第1号）では、補正前の額9億5,270万円に320万円を追加し、補正後の額を9億5,590万円とすることをお願いしております。人件費の精査、農業集落排水施設及び公共下水道事業における

処理施設の修繕料の増加等による補正を行うものであります。

議案第84号 平成28年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第1号）では、補正前の額9,891万円に12万4,000円を追加しまして、補正後の額を9,903万4,000円とすることをお願いしております。人件費及び運行経費の精査による補正を行うものであります。

議案第85号 平成28年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第1号）では、収益的支出において人件費の精査、固定資産除却費の増加によるもの。資本的収入において、企業債償還元金追加に伴う一般会計繰入金の増加に伴う補正を行うものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。何とぞ慎重に審議賜りまして、原案に賛同いただきますようによりしくお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 補足説明を担当課長から求めます。

説明は日程順にお願いをいたします。

久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 議案第67号 平成28年度 京丹波町地域熱供給システム整備工事請負契約の変更につきまして、補足説明を申し上げます。

本工事につきましては、平成28年第2回定例会において議決いただいた工事であります。今回、議決をお願いする内容につきましては、議案書の3枚目に資料1としてまとめております。また、主な変更に関連する図面を資料2、資料3、資料4-1、資料4-2として添付しております。

それでは、資料1をごらんください。

主な変更内容につきまして、ご説明申し上げます。

まず、直接工事費についてでございます。建築関係の熱源建屋建築工事における46万円の増額は、塗膜防水を追加するものでございます。造成工事中に切り土のり面から湧水が確認されたことから、チップの貯蔵庫とボイラへの搬入庫となる建屋地下部の外壁に塗膜防水処理を施し、内部への水の進入防止に万全を期すものでございます。

資料2で、塗膜防水処理の箇所を図示しております。地下のチップサイロ室ピット及びボイラ室ピットの外壁周囲を完全に防水するものでございます。

資料1に戻っていただきまして、熱供給施設附帯工事における31万円の増額は、長老苑の天井部に既設の配管などが複雑に通っていたため、既設配管等を損傷させないように天井を一旦取り外して安全に工事を行うものでございます。

資料3になりますが、復旧範囲の箇所を示しております。

次に、機械関係でございます。

資料1に戻っていただきまして、空調機器整備工事における51万円の増額は、長老苑から机など備品の配置を優先してほしいとの要望があったことから、パネルヒーターの設置位置を変更することといたしました。これに伴い、パネルヒーターの規格を変更する必要が生じました。また、長老苑のパネルヒーターの取り付けに当たりまして、現場調査の結果、取り付ける壁の負担軽減と転倒防止等を図り、施設利用者のより一層の安全を確保するため、パネルヒーターをL字型等の金具でさらに強度を持たせるものでございます。パネルヒーターの変更につきましては、資料4-2をごらんください。図面左上の医務室、休憩室のパネルヒーターを変更するものでございます。また、強化金具の架台につきましては、この資料の4-2では赤で丸をしておりますが、9カ所のパネルヒーターに取り付けます。前後しましすけども、資料4に戻っていただきまして、資料4-1では7カ所設置しまして、合わせまして16カ所に設置するものでございます。

資料1に戻っていただきまして、次に、諸経費でございます。

共通仮設費における141万円の増額は、長老苑の施設内工事や機材等搬入の際、施設奥の勝手口から出入りすることとしておりますが、入所者の安全確保や出入りを管理するために、見張員を設置してほしいとの要望があったことから、工事期間中、見張員を設置するものでございます。また、わちエンジェルへ熱を送るため、町道市場大倉線に熱導管を敷設する工事におきまして、配管ルート上の交差点両側には保育所と中学校があり、さらには起点側に老人ホームがあることから、児童生徒を初め通行車両の安全対策に万全を期すため、この交差点を中心に交通誘導員を増員するものでございます。

以上のようなことから、資料1の末尾に記載しておりますように、当初金額の2億4,696万3,600円に356万4,000円を増額しまして、2億5,052万7,600円として工事請負契約の一部を変更することをお願いするものでございます。

なお、本工事の進捗率は約60%でございます。

また、工事の過程で発生しました個々の変更点につきまして、全体として、おおむね集約できた時点である本12月議会定例会で提案させていただいたところでございます。ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、議案第67号の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 榎川和知支所長。

○和知支所長（榎川 諭君） ただいま上程となりました議案第68号 平成28年度 旧和知第二小学校屋内多目的グラウンド建築工事請負契約の変更について、補足説明をさせてい

たきます。

初めに、資料 2-1 をごらんください。

多目的グラウンドの側面図であります。今回、内壁についてせっこうボードのみの内壁で、湿気による膨張からゆがみが発生することが想定されることから、当初 9.5 ミリ厚から 12.5 ミリ厚に変更し、ボードの内側にけい酸カルシウム板を張りつけるとともに、ゆがみの発生を防止のため縦方向に胴縁というものがあるのですが、その感覚を 60 ミリから 30 ミリに変更して補強するものであります。施工面積といたしましては、4 側面合わせまして 532 平米であります。

次に、資料 2-2 をごらんください。

先ほどの側面図に加えまして、上から見た平面図であります。ごらんのとおり、4 側面全ての施工を行うものでございます。

次に、資料 3 をお願いいたします。

これは、外構の図面でありまして、建物の外にあります構造物全体を示す平面図であります。今回、舗装の追加及びそれに伴う排水路の追加であります。まず、図面真ん中やや左側に舗装 330 平米と排水路 11 メートルの追加、また、多目的グラウンドの左側のトイレ周辺と多目的グラウンド北側に 607 平米の舗装、それに伴います排水路 98 メートル、地先境界ブロック 67 メートルの追加、また、碎石舗装ですが、グレーの箇所を示しておりますが、2カ所で 204 平米を追加するものでございます。

次に、1枚めくっていただき、資料 4 をごらんください。

これは、トイレ棟の平面図でありまして、当初は、水洗トイレとして機能が果たせばよいものとしておりましたが、冬季の凍結防止及び臭気対策といたしまして、自動水洗の設置に変更するものでございます。男子小便器 3カ所、男女手洗い各 2カ所、計 4カ所、赤丸で示しておりますが、合計 7カ所に設置するものでございます。この自動水洗は、用を足した後、自動で流れるほか、定期的に洗浄水が流れることで臭気対策になると同時に、冬季には管内が凍結することを防ぐものでございます。今回、1,081万800円を増額させていただきまして、契約金額を 1億8,513万5,760円に変更をお願いするものであります。

以上、まことに簡単ですが、議案第 68 号の補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますようお願いをいたします。

○議長（野口久之君） 松山税務課長。

○税務課長（松山征義君） それでは、同意第 7 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につ

きまして、補足説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会の設置につきましては、地方税法第423条第1項並びに税条例第77条の規定により固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に固定資産評価審査委員会を設置することとなっており、地方税法第423条第3項により当該委員を選任することについて議会の同意をお願いするものであります。

委員の任期は3年で、現在、旧町単位に1名ずつ計3名の委員にお世話になっております。今回、本年12月25日に任期満了となります丹波地域の杉本 貢氏を再任することについて同意をお願いするものでございます。

それでは、同意第7号を朗読して説明にかえさせていただきます。

同意第7号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を京丹波町固定資産評価審査委員会の委員に選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

記

住所 京都府船井郡京丹波町市森清水25番地

氏名 杉本 貢 昭和18年5月28日生 73歳

平成28年12月5日提出

京丹波町長 寺尾豊爾

提案理由 固定資産評価審査委員会委員の任期満了に伴い、委員を選任する必要があるため。

なお、職歴等につきましては、裏面に記載のとおりでございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 続きまして、同意第8号 公平委員会委員の選任につきまして、補足説明を申し上げます。

まず、公平委員会委員につきましては、地方公務員法第9条の2の規定によりまして、3人の委員で組織することとなっておりまして、委員の選任につきましては、同条第2項の規定によりまして「人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する」こととなっております。

なお、主な職務といたしましては、職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する措

置の要求を審査、判定し、必要な措置をとっていただくこと。また、職員に対する不利益な処分についての不服申し立てに対する裁決または決定をいただくことが主な職務となっております。任期は4年でございます。

それでは、議案を朗読させていただきます、説明にかえさせていただきます。

同意第8号 公平委員会委員の選任について

下記の者を京丹波町公平委員会の委員に選任したいから、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により議会の同意を求める。

記

住所 京都府船井郡京丹波町高岡檜原20番地

氏名 山本和之 昭和22年3月30日生 69歳

平成28年12月5日提出

京丹波町長 寺尾豊爾

なお、山本氏のご経歴につきましては、裏面のとおりでございますので、ご確認いただきたいと存じます。

以上、同意第8号の補足説明といたします。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） それでは、諮問第3号、諮問第4号の人権擁護委員候補者の推薦につきまして、あわせて補足説明をさせていただきます。

人権擁護委員につきましては、人権擁護委員法に基づきまして、市町村長はその候補者について議会の意見を聞いて推薦を行い、法務大臣が委嘱することとなっており、その任期は3年となっております。

現在、京丹波町では、11名の人権擁護委員さんにご活躍いただいております。そのうち湊 令子氏と堀川 好氏が平成29年3月31日をもちまして任期満了となりますが、これまでの活動実績でありますとか地域における住民の信頼も厚いことなどから、引き続き人権擁護委員候補者として再推薦いたしたく議会のご意見を求めるものでございます。

まず、諮問第3号、湊 令子氏でございます。

湊 令子氏は、京丹波町須知にお住まいで、昭和25年8月17日生まれの66歳の女性の方で、現在1期目の人権擁護委員としてお世話になっております。

次に、諮問第4号、堀川 好氏でございます。

堀川 好氏は、京丹波町小畑にお住まいで、昭和31年8月14日生まれの60歳の女性の方で、現在1期目の人権擁護委員としてお世話になっております。

お二方とも日々のさまざまな任務を精力的にこなしていただいております、ご活躍いただいているところでございます。

それでは、諮問第3号、諮問第4号をそれぞれ読み上げまして、補足説明とさせていただきます。

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住所 京都府船井郡京丹波町須知鍋倉29番地

氏名 湊 令子 昭和25年8月17日生

平成28年12月5日提出

京丹波町長 寺尾豊爾

提案理由 人権擁護委員の任期満了に伴い、人権擁護委員候補者を推薦する必要があるため。

諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住所 京都府船井郡京丹波町小畑セノ上10番地

氏名 堀川 好 昭和31年8月14日生

平成28年12月5日提出

京丹波町長 寺尾豊爾

提案理由 人権擁護委員の任期満了に伴い、人権擁護委員候補者を推薦する必要があるため。

なお、参考といたしまして、それぞれの裏面に主な職歴等を記載しておりますので、ごらんいただきたいと思います。ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（野口久之君） 十倉水道課長。

○水道課長（十倉隆英君） それでは、議案第69号 京丹波町水道事業の設置等に関する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

町長の提案説明にもありましたように、本町の丹波・瑞穂地区と和知地区の二つの簡易水道事業におきましては、統合簡易水道整備事業として、国や府の補助金を受け事業を進めて

きたところですが、その事業も平成28年度をもって完了することとなります。事業完了に伴い、平成29年4月1日からは、既に上水道事業として認可を受けている丹波・瑞穂地区の京丹波町水道事業に京丹波町和知簡易水道事業の全部を譲渡する届け出を行うことで、新たに京丹波町水道事業として事業を行うこととしております。新たな水道事業は、地方公営企業法第2条第1項に規定される全部適用を受ける事業者となるため、全部適用と企業会計への移行に対応した例規整備を行う必要がありますので、地方公営企業法第4条の規定に基づき、京丹波町水道事業の設置等に関する条例を制定するものでございます。

議案をめぐっていただきまして、条例本文について説明のほうをさせていただきます。

まず、第1条におきましては水道事業の設置について。

第2条においては、経営の基本理念及び給水区域等について明記しております。旧事業条例において既定していた給水区域、給水人口、給水量をそのまま引き継ぐ形となっております。

第3条では、水道事業の管理者を置かないこと。課名を上下水道課とすることなどを明記しています。本町の給水規模、職員規模は、地方公営企業法施行令第8条の2ただし書きに規定される管理者を置かないことができる企業体であることから、本町の水道事業においては、管理者を置かないこととしています。また、現行の水道課名は、上水道のみを扱う部署のような印象を受けやすいことから、上水道と下水道に係る業務を扱っている部署であることが明確になるよう、課名を上下水道課と改めるものです。

第4条では、重要な資産の取得と処分について規定しています。金額、面積については、地方公営企業法施行令第26条の3別表に準じ、面積については1件5,000平方メートル、金額については700万円としています。

第5条及び第6条では、議会の同意を要する案件について規定しています。第5条の職員の賠償免除額ですが、本町には公営企業として病院事業も存在することから、その規定と同様に、水道事業職員が賠償責任を免除される場合の額を100万円以上としています。

第6条では、負担付きの寄附の価格について、近隣市町でも金額に統一性がないことから、これについても本町病院事業が規定する価格に準じています。

第7条の業務状況説明書類の提出については、提出期日等について、町条例に準じて規定しているところでございます。

次に、附則について説明いたします。

附則第1項では、施行期日について、施行日を平成29年4月1日と規定しています。

附則第2項では、畑川ダムが完成し豊富な水源を得たことと、統合簡易水道事業も完了す

ることから、当面は新たな水源をもととする施設整備計画もないことから、水源開発推進基金の保有意義は薄れたと判断し、京丹波町水源開発推進基金条例について廃止することを規定するほか、当条例の施行により京丹波町水道事業条例を廃止することを規定しております。

附則第3項以降につきましては、本条例の制定に伴い関係します他の条例の一部改正につきまして規定しております。

ページをめくっていただきまして、新旧対照表をご確認いただきますようよろしくお願いいたします。

附則第3項では、京丹波町課設置条例につきまして、本条例で上下水道課を設置することとしたので、第1条及び第2条中において、水道課を上下水道課とし、分掌事務の上水道に係る部分につきましては、企業管理規程に定めることとなりますので、これを削除することとしております。

附則第4項では、京丹波町行政手続条例において、地方公営企業法全部適用企業の設置に伴い、同法第10条に規定する水道事業の企業管理規程を設ける必要がありますので、その旨を追記するものです。

ページをめくっていただきまして、附則第5項では、京丹波町職員定数条例につきまして、水道事業にかかわる企業職員の定員を別途明記する必要があるとございますので、条例に追加し、水道事業職員数について規定するものです。

附則第6項では、京丹波町職員の管理職手当に関する条例について、水道課長から上下水道課長に課長名を改正するものでございます。

ページをめくっていただきまして、附則第7項では、京丹波町長期継続契約に関する条例について、水道事業を取り扱う場合には、水道事業の管理者の権限を行う町長という位置づけになりますので、水道事業を指す場合における町長名についての記載を追記するものでございます。

附則第8項では、京丹波町特別会計条例において、水道事業が企業会計となることから、水道事業特別会計を削除とすることを規定したものでございます。

ページをめくっていただきまして、附則第9項では、京丹波町督促手数料及び延滞金条例におきましても、先ほどと同様に、水道事業の管理者の権限を行う町長としての記載を追記するものです。

附則第10項では、京丹波町水道事業基金条例について、当条例で設置する水道事業に引き継ぎますので、会計名称等を改め前項同様に、水道事業の管理者の権限を行う町長としての記載を追記、または管理者と規定するものでございます。

ページをめくっていただきまして、附則第11項、京丹波町特定環境保全公共下水道条例から、次のページの附則第13項の京丹波町戸別浄化槽の管理に関する条例については、当条例により廃止とする京丹波町水道事業条例の条例名称を引用している下水道事業関係名称の各条例の引用条例を本条例に改正するものでございます。

ページをめくっていただきまして、附則第14項では、京丹波町水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例において、簡易水道事業がなくなることから、簡易水道事業に係る読み替え記述を削除するものでございます。

附則第15項では、水道事業加入分担金徴収条例につきましても、前項同様に、水道事業の管理者の権限を行う町長としての記載を追記または管理者と規定するものでございます。

以上、議案第69号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第70号 京丹波町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案第69号で説明しましたとおり、地方公営企業法第2条第1項に規定される全部適用を受ける事業者となることに伴い、同法第38条第4項において、企業職員の給与の種類及び基準は、条例で定めることとされていることから、京丹波町職員の給与に関する条例に準じ、新たに京丹波町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例を制定するものでございます。

裏面をお願いいたします。

第1条においては、その目的として、水道事業を行う職員の給与の種類及び基準を定めることとしております。

第2条第1項においては、地方公営企業法の全部適用事業となるため、独自の給与基準を定めることが可能ですが、規模や職員数、また、一般会計職員との整合性も必要なことから、基本事項は全て京丹波町職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例によるものと定めています。

同様に、第2項の退職手当につきましても、京都府市町村職員の退職手当に関する条例に定めるところによるものとしております。

第3条においては、当条例に規定することのほかに、新たな要件が必要となる場合において、管理者が企業管理規程において補完することを定めるものでございます。

以上、議案第69号及び議案第70号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君）　続きまして、議案第71号　京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから議案第73号　京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまで、一括してご説明申し上げます。

それでは、最初に、今回の人事院勧告の概要につきまして、説明させていただきます。

本日、お手元にお配りしております給与勧告の骨子と書いた資料をごらんいただきたいと存じます。これによりまして説明をさせていただきます。

まず、初めに、一番上になりますけれども、本年の給与勧告のポイントでございますが、1点目は、月例給、ボーナスとも昨年に続く改定となっております。民間給与との較差0.17%を埋めるために、世代間の給与配分の観点から、若年層に重点を置きながら号給表の水準を引き上げるもの、あわせましてボーナスを0.10月分引き上げ、勤務実績に応じた給与の推進のために勤勉手当に配分することとされております。

その内容でございますけれども、中ほどローマ数字のⅡ-1の民間給与との比較のところを見ていただきますと、記載されておりますように、民間給与が708円上回っていると。0.17%上回っているという状況でございます。また、その下のボーナスにおきましては、民間が4.32月、公務員は4.20月ということで、これも民間が上回っているという状況でございます。ただし、あくまで人事院が実施をいたしました職種別の民間給与実態調査との比較となっております。したがって、この較差を是正するための勧告が今回行われたものでございまして、具体的には、その下の2の給与改定の内容と考え方に記載されているところでありまして、月例給では行政職号給表、本町におきましては給料表になりますけれども、こちらについて平均0.2%の引き上げとなります。初任給では、民間との間に差があることを踏まえまして、1級の初任給を1,500円引き上げられております。その他の号給表、給料表では、行政職との均衡を基本に改定をされるものでございます。

次に、資料を1枚めくっていただきまして、2ページ目でございます。

ボーナスのところをごらんいただきたいと存じます。民間の支給割合に見合うように4.20月分から4.30月分に0.10月分の引き上げがなされます。引き上げは、勤務実績に応じた給与を推進するために引き上げ分を勤勉手当に配分するとされております。

これらの実施時期につきましては、月例給の号給表は平成28年4月1日に遡及して実施、また、ボーナスは、既に6月分が支給されておりますので、12月分で0.10月分増やしまして、次年度からはこのボーナスの表に記載のとおり、0.05月分ずつ調整がされるということになっております。

続きまして、ローマ字のⅢ、給与制度の改正等のところの2番目でございます。配偶者に係る扶養手当の見直しについてですが、民間企業及び公務における配偶者に係る手当をめぐり状況の変化等を踏まえまして、今回見直しができるものでございます。この見直しにつきましては、資料の3枚目に記載をしておりますので、ご確認をいただけたらと思います。これにつきましては、京丹波町で行います人事院勧告に準じた措置をこちらのほうに記載をしております。その3番目です。扶養手当のところをごらんいただきたいと思います。表にしておりますので、ご確認をいただきたいと思います。

まず、配偶者に係ります手当額を他の扶養親族に係る手当額等を同額まで減額し、それにより生じます原資を用いまして、子に係る手当額を引き上げるというものでございます。

また、単身の区分が廃止されることとなっております。この見直しは、受給者への影響をできるだけ少なくするという観点から、段階的に実施をされることとなりまして、1年間の経過措置がとられているものでございます。

それでは、提出議案に戻っていただきまして、条例案件の説明をさせていただきます。

議案第71号の京丹波町職員の給与に関する条例の一部改正でございますが、先ほどから説明をしておりましたように、人事院勧告に準じまして給料表の額並びに勤勉手当の支給月数を改正するものでございます。改正内容につきましては、さきに申し上げたところでございまして、議案の中ほどに新旧対照表を載せておりますので、そちらをごらんいただきたいと思っております。

まず、第1条関係でございますが、こちらでは勤勉手当の月数の改正を記載しております。先ほど見ていただきました資料にも同様にして表にしたものを記載をしておりますので、またご確認いただけたらと存じます。

次に、めくっていただきまして、2条関係につきましては、行政職給料表と本体を載せてございます。1級の初任給で1,500円の引き上げとなっております。級が上がりますごとに、徐々に引き上げ幅は縮小をし、一番高い引き上げ幅でも400円という部分となっております。

それから、第3条関係でございます。これにつきましては、扶養手当の関係を書いておりますので、先ほど説明をさせていただきました資料にその表を掲載しましたので、ご確認をいただけたらと思っております。

次に、議案第72号の京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきまして、人事院勧告によります一般職員の給与改定に準じまして、期末手当の支給月数を改正するものでございます。期末手当につきまして0.10月分引き

上げるものでございまして、現行の3.1月から3.2月に引き上げるものでございます。引き上げにつきましては、一般職の給与と同様の引き上げを行うものでございまして、今回、12月の期末手当の部分で0.10月分引き上げまして、翌年度からは6月分で0.05月引き上げ、また12月分で0.05月分引き下げるということで、年間を通して0.10月分の引き上げを行うという内容となっております。

次に、議案第73号の京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、人事院勧告によります一般職の給与改定に準じまして、期末手当の支給月数を改正するものでございまして、内容といたしましては、特別職と同様の改正を行うものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。ご審議賜りまして、ご議決いただきますようによりしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） これより暫時休憩をいたします。10時40分まで。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時40分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き会議を続けたいと思います。

松山税務課長。

○税務課長（松山征義君） それでは、議案第74号 京丹波町税条例等の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の改正、及び所得税法等の一部を改正する法律の改正、並びに外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴いまして、所要の改正をお願いするものであります。

なお、地方税法等の一部を改正する法律の改正に伴う条例改正につきましては、施行期日が平成28年4月1日とされている改正部分につきましては、本年6月定例会において専決処分によりご承認をいただいたところであります。

それでは、今回の京丹波町税条例等の一部を改正する条例の概要につきまして、新旧対照表により説明をさせていただきます。

まず、第1条関係についてご説明を申し上げます。

1ページ、第19条につきましては、地方税法の改正に伴いまして、法人町民税における申告納付に係る第48条の関係に関する条文について、新たに条号を追加して個別に明記するなど法改正が行われ、法改正による表現等の改正に伴いまして、規定における表現等につ

いても同様に所要の整理を行うものであります。

次に、2ページから4ページでございます。

第43条につきましては、判例に基づき、国税である所得税法において、修正申告に係る延滞金額の計算の基礎となる期間の見直しに係る法改正が行われたことを受けまして、地方税法においても同様の改正がなされたことに準じまして、規定においても法改正と同様に、条項の追加並びに文中表現等の変更等、所要の整理を行うものでございます。

次に、5ページから7ページでございます。

第48条につきましても、先ほどの第43条と同様の理由によりまして、規定における条項の追加並びに文中表現の変更等、所要の整理を行うものでございます。

同じく、7ページから9ページでございます。

第50条につきましても、先ほどの第43条並びに第48条と同様の理由によりまして、規定における条項の追加並びに文中表現の変更等、所要の整理を行うものでございます。

続きまして、新旧対照表、9ページから10ページをごらんください。

附則第6条につきましては、国税において、適切な健康管理のもとで医療用医薬品からの代替を進める観点から、健康の維持促進及び疾病の予防への取り組みとして、特定健康診査などの一定の取り組みを行う個人が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、医療用から転用された医薬品の購入費用について、年間10万円を限度にその1万2,000円を超えて支払った部分について、所得控除がなされるセルフメディケーション推進のための所得控除制度が創設されたことに伴いまして、地方税法においても、国税と同様に、個人住民税においてこの制度適用を行う法整備がなされたことによりまして、規定においても同様に所要の整理を行うものであります。この特例につきましては、従来の医療控除との重複はできないとされております。

続きまして、新旧対照表10ページから11ページをごらんください。

附則第16条につきましては、地方税法の改正に基づき、平成28年度に限り適用されておりました軽自動車税のグリーン化特例の1年延長の措置が定められたことに伴いまして、規定におきましても同様に、その期間を1年間延長することに必要な内容について、所要の整理を行うものであります。

同じく、新旧対照表11ページから16ページをごらんください。

附則第20条の2につきましては、日本と台湾との間における租税の枠組みが取り決められたことを受けまして、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律等の一部が改正されたことに基づきまして、同様に該当いたします特

定利子や特定配当等、所得に係る分離課税への取り扱い等、必要な事項について規定において整理を行うものであります。

同じく、新旧対照表 16 ページから 21 ページをごらんください。

附則第 20 条の 3 につきましては、先ほどご説明を申し上げました、新たに附則第 20 条の 2 が設けられたことに伴う条ずれの整理を行うものでありまして、条項並びに条文における文言、また、適用条項等の整理などについて、所要の整理を行うものであります。

最後に、第 2 条関係、新旧対照表 22 ページでございますが、平成 27 年改正附則第 5 条につきまして、ご説明を申し上げます。

この改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴いまして、平成 27 年度改正に係ります条例条文について一部改正を行うものであります。改正の内容につきましては、町たばこ税に係る経過措置について、適用条文及び条項などについて、所要の整理を行うものであります。

以上、まことに簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） それでは、議案第 75 号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明をさせていただきます。

今回の条例改正でございますが、日本と台湾との間で二重課税を回避する等の措置を講ずるため、日本・台湾民間租税取り決めが締結されたことを受けての外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正といたしまして、個人住民税で課税される特例適用利子等及び特例適用配当等の額を国民健康保険税の所得割の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるものでございます。

また、当該改正に伴いまして、項ずれがされたことによりまして、所要の整備を行うものでございます。

なお、施行期日につきましては、平成 29 年 1 月 1 日とさせていただきますのでございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明をさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 松山税務課長。

○税務課長（松山征義君） それでは、議案第 76 号 京都地方税機構規約の変更につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の変更につきましては、京都地方税機構が処理する事務に、新たに自動車取得税及び

自動車税並びに軽自動車税など、自動車関係税に係る申告書等の受け付け等の事務を追加するために、その規約を一部変更することについて、地方自治法の規定に基づき上程をさせていただくものであります。

まず、今回の規約変更に係る概要の説明をさせていただきます。あわせてお手元の資料、1枚ものですが、現行と改正案という資料をごらんください。

京都地方税機構規約に基づく事務につきましては、徴収業務及び法人関係税業務、また、平成28年度からは、軽自動車税に係るデータ作成等の一部事務について共同処理を行っているところであります。

このたび、納税者の利便性向上、また、業務の効率化や適正かつ公平公正な税業務の一層の推進を図ることを目的として、平成29年度から自動車取得税、自動車税及び軽自動車税に係る申告書等の受け付け等の事務について、共同化による事務処理を開始しようとするものであり、今回、京都地方税機構が処理する事務に追加する必要がありますことから、税機構規約の一部変更をお願いするものであります。

現在、自動車関係税に係る申告書の受け付け等事務につきましては、軽自動車に関する受付は京都地方税務協議会の窓口で、普通自動車等に関する受け付けにつきましては京都府自動車税管理事務所の窓口において、それぞれ個別に行われているところであります。

今回、これら受け付け等事務について、共同化による一体処理を行うことにより、普通自動車及び軽自動車とともに、運輸支局内における同一の窓口での申告書受け付け等が可能となることなど、利便性の向上とあわせて集約化により一元的な事務処理が可能となることから、事務の効率化についても向上が図れるものであります。

なお、地方税機構の規約変更につきましては、地方税法の規定に基づき総務大臣への申請に当たり構成市町村全ての議決が必要となりますことから、平成29年度からの共同化事務の開始に向けまして、12月定例会にそれぞれ変更案を上程させていただいているものであります。

それでは、規約の変更内容について、概要を新旧対照表によりご説明を申し上げます。

まず、1ページをごらんください。

第4条につきましては、広域連合の処理する事務について定めるものであります。今回、新たに第2項中に、業務の範囲として京都府税である自動車取得税並びに自動車税を加え、また、業務内容に申告書等の受け付け等を追加して定めるものであります。

最後に、2ページから5ページをごらんください。

第17条関係に係る別表につきましては、第4条の改正に伴いまして、新たに受け付け等

事務に係る内容を追加するため、表内における経費と項目について整理を行うことに加えて、文中表現などについて必要な修正を加えるなど、所要の整理を行うものであります。

なお、施行期日は、総務大臣の許可日からとなります。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） 続きまして、議案第77号 国民健康保険南丹病院組合規約の一部を改正する規約につきまして、補足説明を申し上げます。

この規約改正につきましては、今回、国民健康保険南丹病院組合から病院の名称を公立南丹病院から京都中部総合医療センターに変更することをお願いするため、地方自治法第286条第1項及び第290条に基づき、関係地方公共団体の議会の議決を得るため、上程を今回させていただくものでございます。

めくっていただきまして、新旧対照表によりご説明させていただきます。

まず、第3条でございます。3条は、同組合の施設の設置、管理及び運営に関する事務の共同処理をうたうもので、第3条第1号の病院名を公立南丹病院から京都中部総合医療センターに改正を行うものでございます。

また、第4条においては、組合の事務所を公立南丹病院から京都中部総合医療センターに改正を行うものでございます。

公立南丹病院では、京都市近郊にある総合的な機能を有した病院ということがイメージされやすいようにするために、京都府内外の関係者に病院の内容をより理解されやすくすることで人材確保を効果的に行うとともに、新しい時代に対応した新しい病院の機能やイメージを積極的に広報していくことを目的として、病院の名称変更を行うものでございます。

なお、施行期日予定は、平成29年5月1日とするものでございます。

以上、簡単ではございますが、国民健康保険南丹病院組合規約の一部を改正する規約につきまして、補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 続きまして、議案第78号 平成28年度京丹波町一般会計補正予算（第3号）につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算から2,217万円を減額し、補正後の額を117億6,021万5,000円とすることをお願いするものでございます。

概要といたしましては、町長の提案理由の説明にございましたとおり、事業の確定による減額や特定財源の決定等に伴う財源の振り替えを行うことに加えまして、新たな行政運営に必要な施策等を中心とした編成とさせていただいております。

それでは、ページをめくっていただきまして、第1表につきましては、後ほど事項別明細書により説明をさせていただきます。

6ページの第2表の地方債の補正でございます。

内容は、後ほど事項別明細書8ページから9ページの町債でご確認をいただきたいと思いますが、まず、合併特例事業でございます。合併特例債につきましては、6,740万円増額をさせていただいております。これは、総務費の地域振興事業費の地域交流拠点整備事業の財源として予定しておりましたスポーツ振興くじ助成金が400万円減額となったことから、財源を地方債に振り替え充当可能額である380万円を増額するものでございます。

また、農林水産業費の土地改良施設維持管理事業におけますため池改修事業におきまして、事業内容の見直し等によります財源調整としまして20万円を、また、道路新設改良事業におきまして、単独事業を4路線追加したことによります財源としまして6,150万円を、また、観光費におきましては、和知地区にある滞在型の交流拠点施設であります「ウッディバルわち」の改修費の財源として190万円をそれぞれ増額をするものでございます。

次に、過疎対策事業の過疎対策事業債につきましては、2億4,670万円を減額をさせていただいております。これは、道路新設改良事業の交付金事業におきまして、交付金の額が大幅に減少したことから路線間の調整を行い、地方債につきましても2億4,830万円の減額をいたしております。

また、農林水産業費の水田農業構造改善対策助成事業におきまして、一般財源からの振り替えによりまして160万円を増額したものでございます。

次に、7ページに入りまして、緊急防災・減災事業につきましては、道路新設改良費のうち町道市場上ノ山線ほか3路線の財源といたしまして8,900万円を計上をいたしております。

次に、一般補助施設整備等事業の一般補助施設整備等事業債につきましては、鳥インフルエンザ発生農場跡地活用事業並びにロケ地整備の財源としまして220万円を、また、地方創生拠点整備交付金を活用し、商工観光費におきまして、京丹波町ロケ地誘致事業としてロケーションオフィス事務所整備工事の財源としまして600万円の合計820万円を計上をいたしております。

次のページ8ページに入りまして、災害復旧事業でございます。補助災害復旧事業の財源

としまして700万円を計上をいたしております。地方債の合計としましては、今回、7,510万円減額し、補正後の発行額は14億2,060万円とさせていただいております。このうち交付税の算入でございますが、約76%の10億8,200万円余りが交付税算入をいただける地方債となっているところでございます。

次に、補正予算の重立った項目につきまして説明させていただきます。

事項別明細書の10ページをごらんください。

まず、歳出からでございますが、人件費関係につきましては、各費目を通じまして、人事院勧告によります一般給料と期末・勤勉手当額の追加及び各種諸手当の精査を行っておりますのと、共済組合費の利率の見直し等によります変更等で補正をいたしたものでございます。

14ページをお願いいたします。

3款の民生費、1目の社会福祉総務費、国保会計繰出事業では、基盤安定繰入金、財政安定化支援事業繰入金の繰入額が確定したことなどによりまして、繰入金に722万2,000円を計上をいたしております。

次の簡素な給付措置給付金事業では、低所得者に対しまして1人3,000円を給付するというもので、対象者見込み者数の決定によりまして617万8,000円を減額いたしております。

次の経済対策臨時福祉給付金事業におきましては、同じく低所得者に対して1人1万5,000円を新たに給付をされるものでございまして、6,904万6,000円を計上をいたしております。

15ページ、3目、障害者福祉費、自立支援医療給付事業では、20節、扶助費に給付実績から今後の支出額を見込みまして、492万9,000円を計上をいたしております。

次に、16ページでございます。

4目、老人福祉費、介護保険事業特別会計繰出事業では、介護給付費の減額を見込みまして669万6,000円を減額いたしております。

18ページ、4款、衛生費、4目、環境衛生費、環境保全対策事業では、13節の委託料におきまして、地球温暖化対策実行計画策定業務の額の確定と自力施工等によりまして498万円を減額しているものでございます。

次に、20ページに入りまして、6款、農林水産業費、3目、農業振興費、有害鳥獣対策事業では、有害鳥獣被害防止施設設置に係る資材費と設置工事費で2,800万円。新規有害鳥獣捕獲隊員の活動支援経費としまして、捕獲した有害鳥獣の報告書類、特に捕獲写真につきまして、手続きの簡素化と事務処理の迅速化を図るため、デジタルカメラとメモリーカ

ードを購入し捕獲隊員に貸与するものでございまして、新たな隊員に交付をするものでございます。これとあわせまして、サル調査用のビデオカメラ購入ということで、備品購入費に45万5,000円を計上をしております。このほか、捕獲報奨金などに922万円の合計3,767万7,000円。

同じく、中山間地域所得向上支援対策事業では、紫ずきん集出荷施設整備に対します補助金としまして、4,908万6,000円を計上をいたしております。

23ページに入りまして、7款、商工費、3目、観光費、京丹波町ロケ地誘致事業で、拠点となりますロケーションオフィス事務所等の整備に要する事業費としまして、11節、需用費の消耗品で20万円。13節、委託料、測量設計監理業務等委託料で300万円。15節、工事請負費に1,300万円。18節、備品購入費に180万円の合計1,800万円を計上いたしております。ロケーションオフィス事務所としまして、丹のまち広場うるおい館の一部を活用することとしております。

次に、24ページ、8款、土木費、3目、道路新設改良費では、当初予算で計上しておりました交付金事業におきまして、交付金の額が確定したことから精査したもので、今回、交付金が大幅に減少したことによりまして、事業費を減額するものでございます。

また、単独事業におきましても、事業費の精査によりまして、事業費の財源となる地方債を調整をしたもので、全体で2億2,199万7,000円を減額をするものでございます。

25ページ、9款、消防費、1目、常備消防費の京都中部広域消防組合負担金では、毎年、当初予算におきまして、前年度実績に基づき予算計上を行っているものでありまして、今回、交付税額の確定に伴い必要額を計上するもので、639万8,000円増額といたしております。

次に、30ページに入りまして、11款、災害復旧費、2項、公共土木施設災害復旧費、1目、土木施設災害復旧事業費では、15節、工事請負費で補助災害復旧工事に河川4カ所、また、単独災害復旧工事に河川5カ所、道路5カ所など、事務費を含めまして2,501万1,000円を計上をいたしております。

最後に、31ページの12款、公債費、1目、元金では、借入金のうち利率見直しの期間が到来したもので、新たに借り換えを行ったことによりまして、借入利率が下がり、元利均等償還であるために元金部分が増加をしまして、188万2,000円増額をするものでございます。

また、2目の利子につきましては、元金と同様に借り換えを行ったことによりまして、償還利子が減少したもので2,403万5,000円減額をいたしております。

戻っていただきまして、事項別明細書の3ページをごらんいただきたいと思います。

歳入でございます。

12款、分担金及び負担金、1目、農林水産業費分担金のうち、農業耕作条件改善事業分担金としまして、有害鳥獣防止施設の設置に係ります地元分担金の840万円を計上をいたしております。

次に、4ページの14款、国庫支出金、1目、総務費国庫補助金では、地方創生拠点整備交付金としまして、ロケーションオフィス事務所整備工事の財源として、補助対象経費の2分の1となります600万円を計上をいたしております。

7ページ、15款、府支出金、4目、農林水産業費府補助金の最下段のところ、中山間地域所得向上支援対策事業補助金では、有害鳥獣被害防止施設設置工事及び紫ずきん集出荷施設整備工事に対します補助金としまして、5,186万2,000円を計上をいたしております。

次に、8ページ、16款、財産収入、2節、立木売払収入では、公有林整備事業におきまして、間伐材の売り払いによります代金としまして、504万7,000円を計上をいたしております。

18款、繰入金、2目、財政調整基金繰入金では、精査しました事業費に充当可能な特定財源を見込みまして、なお不足する額について財政調整基金から充当をするものでございまして、495万8,000円を計上をいたしております。

次に、8ページからの21款、町債では、合併特例債、過疎対策事業債、一般補助施設整備等事業債、緊急防災・減災事業債、公共土木施設等災害復旧債と、それぞれ先ほど説明をいたしました事業の財源として充当をするために、今回、計上をしたものでございます。

以上、議案第78号 一般会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） それでは、続きまして、議案第79号 平成28年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の補正は、補正前の予算の総額に歳入歳出それぞれ180万4,000円を追加し、補正後の額を23億3,943万6,000円とするものでございます。

それでは、歳入につきまして、順にご説明させていただきます。

まず、事項別明細書3ページをごらんください。

上から順に療養給付費交付金につきましては、退職者医療分について被用者保険からの拠

出金といたしまして、社会保険診療報酬支払基金を通じて交付されるもので、退職被保険者の医療費の増に伴い増額が見込まれることから、376万3,000円を今回追加させていただくものでございます。

次に、前期高齢者交付金につきましては、65歳から74歳までの前期高齢者の医療費に係ります医療保険者間の財政調整といたしまして、被用者保険から拠出金を受け入れるもので、各医療保険者における前期高齢者の医療費の実績割合に応じて交付を受けるものでございますが、平成28年10月1日より短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大が施行されたことに伴いまして、交付額が再算定されたことにより57万4,000円を増額補正させていただくものでございます。

続きまして、繰入金でございますが、一般会計繰入金のうち保険税の軽減分及び支援分の負担見合い分を繰り入れる保険基盤安定繰入金につきましては、平成28年度の繰入額が決定しましたので693万円の増額。

また、職員給与等繰入金は、歳出の一般管理費、賦課徴収費に充当する繰入金でございますが、職員及び嘱託職員の人件費の精査によりまして8万9,000円減額。

また、平成28年度制度改正分等によりますシステム改修負担金の精査により10万円を増額させていただき、差し引き1万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。

また、普通交付税算入分としての財政安定化支援事業繰入金につきましては、金額が確定しましたので28万1,000円を増額させていただくものでございます。

また、国保運営基金繰入金につきましては、収支のバランスを図るため975万5,000円を減額させていただくものでございます。

なお、基金残額につきましては、今回の補正額を含め予算ベースで差し引きいたしますと、1億3,287万3,000円となります。

続きまして、主な歳出についてご説明をいたします。

4ページをごらんください。

1款、総務費では、歳入においてもご説明させていただきましたが、一般会計からの繰入金である職員給与等繰入金を財源とするもので、人件費及び嘱託職員等人件費で8万9,000円の減額。中段の賦課徴収費では、システム改修のための負担金10万円の増額補正をそれぞれお願いするものでございます。

2款、保険給付費では、1項の療養諸費と5ページの2項、高額療養費でございますが、今年度、支出をしました3月診療分から8月診療分までの負担額から今年度末までの必要見込み額を算出しましたところ、現計予算額に不足が見込まれるため、退職療養給付費につき

ましては100万円の増額、高額療養費の退職被保険者等高額療養給付費につきましては200万円を増額させていただくものでございます。

また、後期高齢者支援金、6ページの前期高齢者納付金、介護納付金につきましては、歳入の前期高齢者交付金と同様に、短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大が施行されたことに伴い、再算定をされたことにより予算措置をするものでございます。基本的には、加入者見込み数に1人当たりの負担見込み額を乗じて算出することとなっているため、加入者見込みが適用拡大によって減少することにより、後期高齢者支援金、介護納付金は減少する仕組みとなっております。前期高齢者納付金でございますが、本町の場合は、前期高齢者の占める割合が多いことから、基本的には、前期高齢者交付金で受け取ることになりますが、各保険者が拠出する額には上限が設けられており、その上限を超える部分について国保を含め各保険者が負担し合うことになっておりますので、算定に伴いまして2,000円の増額となっております。

なお、歳入額の増額に伴い、4ページから5ページにかけての保険給付費の一般療養給付費、一般療養、退職療養におきましては、説明欄にも書いてございますように、それぞれ財源振替をさせていただくものでございます。

以上、国保特別会計についての補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

続きまして、議案第80号 平成28年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の補正は、補正前の予算の総額から歳入歳出それぞれ165万1,000円を減額し、補正後の額を2億1,679万3,000円とさせていただくものでございます。

それでは、歳入からご説明をさせていただきます。

事項別明細書3ページをお願いいたします。

歳入の3款、繰入金の事務費繰入金につきましては、セキュリティー強化対策によるパソコン等が導入されることによりまして、パソコン設置台の購入に5万円の増額。また、保険基盤安定繰入金につきましては、負担金額が確定したことにより191万7,000円の減額。保険事業費繰入金につきましては、人間ドック助成金の不足に伴いまして21万6,000円を増額させていただくものでございます。

続いて、4ページの歳出につきましては、ただいま歳入で申し上げました一般会計からの繰入金を財源といたしまして、一般管理費ではパソコン台の購入費に5万円。また、後期高齢者医療広域連合納付金として191万7,000円の減額。人間ドック助成事業の人間ド

ック助成金として、当初39名から9名分を追加いたしまして、21万6,000円を増額させていただくものでございます。

以上、簡単ではございますが、京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の補足説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） それでは、議案第81号 平成28年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の事業勘定分につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の補正は、事業勘定において既定の予算総額から歳入歳出それぞれ4,553万3,000円を減額し、補正後の歳入歳出の総額を22億5,718万4,000円とさせていただくものでございます。

それでは、主なものにつきまして、歳出から説明をさせていただきます。

事項別明細書5ページの歳出をお願いいたします。

1款、総務費では、制度改正に伴うシステム改修負担金など、全体で40万4,000円の追加をお願いするものでございます。

6ページ、2款、保険給付費、1項、介護サービス等諸費では、1目、居宅介護サービス給付費で2,861万3,000円。2目、地域密着型介護サービス給付費で1,420万4,000円。3目、施設介護サービス給付費で1,499万5,000円をそれぞれ減額させていただくものでございます。いずれもこれまでの給付実績等から推計しておりますが、当初予算編成時に見込んでおりました利用者の伸びが余り見られなかったことなどが主な理由でございます。

2項、介護予防サービス等諸費、4目、介護予防サービス計画給付費では、いわゆるケアプラン作成に係る費用につきまして、要支援認定者の総合事業への移行に伴い、従来の予防給付でのケアプラン作成件数の減少を見込んでおりましたが、福祉用具のレンタルなどのサービスと併用される方が多いことから、介護予防サービス計画給付費について67万1,000円の増額をお願いするものでございます。

4項、高額介護サービス等費では、対象者の増加等に伴い、これまでの実績から不足額が予測されますので、1目、高額介護サービス費で62万3,000円。7ページの2目、高額介護予防サービス費で1万6,000円をそれぞれ追加させていただくものでございます。

4款、基金積立金では、介護給付費の減額等に伴い、国・府・支払基金からの交付金、一般会計繰入金などを差し引いた上で1,056万5,000円を追加させていただき、収支の均衡を図ることとしております。

続きまして、ページを戻っていただきまして、事項別明細書3ページの歳入をお願いいたします。

歳入では、歳出に計上いたしておりました保険給付費の増減額にあわせて、3款、国庫支出金、4款、支払基金交付金、5款、府支出金、7款、繰入金など、関連する特定財源の見直しを行っております。

4ページ、7款、繰入金、1項、一般会計繰入金、4目、その他一般会計繰入金では、補助対象とならない事務費分36万7,000円を追加させていただいております。

以上、簡単ではございますが、議案第81号 介護保険事業特別会計補正予算（第2号）事業勘定分についての補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） 続きまして、同じく議案第81号 平成28年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の老人保健施設サービス勘定補正予算につきまして、補足説明を申し上げさせていただきます。

老人保健施設サービス勘定におきましては、介護保険事業特別会計の中で、今回、第1回目の補正予算をお願いするものでございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ117万1,000円を増額いたし、補正後の予算額を1億7,403万7,000円とするものでございます。

今回の補正予算の内訳につきましては、歳入におきましては、前年度繰越金確定のため繰越金として計上いたしますことと、また、歳出におきましては、一般管理事業と人件費の精査を行うため、今回の補正をお願いするものでございます。

主なものにつきましては、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

まず、3ページをお願いいたします。

歳入の4款、繰越金につきまして、前年度繰越金として決算額が確定しましたので、117万1,000円を計上するものでございます。

次に、めくって4ページでございます。

歳出でございますが、1款、総務費、1目、一般管理費におきまして、一般管理事業における老健施設の設備管理の修繕関係で57万円を、人件費に所要の精査として60万1,000円の増額を、合計117万1,000円の増額をお願いするものでございます。

以上、簡単ではございますが、老人保健施設サービス勘定の補足説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 十倉水道課長。

○水道課長（十倉隆英君） それでは、議案第82号 平成28年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算額18億3,120万円を9,880万円減額し、補正後の額を17億3,240万円とすることをお願いするものでございます。

補正の概要といたしまして、町長の提案理由の説明にもございましたとおり、本年度を最終年度として進めてきました統合簡易水道整備事業の進捗状況等に応じた事業費の減額を主なものとするものでございます。また、統合簡易水道整備事業の財源としておりました国庫補助金が本年度より京都府の補助金として交付されることとなりましたので、内示額に基づき補正をお願いするものでございます。

それでは、ページをめくっていただきまして、3ページの第2表をお願いいたします。

地方債の補正でございます。簡易水道事業債につきまして、借入限度額2億6,000万円から2,920万円を減額し、補正後の借入限度額を2億3,080万円に。また、過疎対策事業債につきましては、借入限度額2億4,280万円から2,910万円を減額し、補正後の額を2億1,370万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と変更はございません。

次に、歳入の主な項目について、説明させていただきます。

事項別明細書の3ページをお願いいたします。

3款、1項、1目、施設整備費国庫補助金につきましては、本年度より京都府の間接補助による交付となりましたのでこれを減額し、新たに4款、1項、1目、施設整備費府補助金として内示額に基づき、生活基盤施設耐震化等補助金として8,682万7,000円を新たに計上をしております。

6款、1項、1目、一般会計繰入金につきましては、充当します一般管理費や水道施設費及び簡易水道施設費の事業精査により、基準内繰入金を63万6,000円減額、基準外繰入金を2,488万1,000円減額、合わせて2,551万7,000円を減額としております。

4ページをお願いいたします。

7款、1項、1目、繰越金につきましては、平成27年度決算による繰越額の確定により2,507万1,000円を増額しております。

8款、1項、1目、雑入につきましては、京都府の道路改良工事に支障となる物件の移設

補償費として150万円を増額しております。

8款、2項、1目の還付金につきましては、平成27年度消費税の確定申告により、中間納付額が確定納付額を上回ったことから、還付される額883万1,000円を計上しております。

9款、1項、1目、簡易水道事業債につきましては、丹波瑞穂の上水道事業、和知の簡易水道事業ともに契約状況や進捗状況を精査し、簡易水道事業債を2,920万円、過疎対策事業債を2,910万円、合わせて5,830万円を減額しております。

6ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款、1項、1目、水道管理費における一般管理費におきましては、人件費関係につきまして、各費目を通じまして精査を行っております。水道事業関係につきましては、13節、委託料として、緊急に漏水箇所を特定するための漏水調査委託料として45万円を、上水道台帳整備委託料として、配水管延長3キロメートル分として100万円をそれぞれ増額としております。

7ページの25節、積立金につきましては、平成27年度の決算における繰越額が確定しましたので、その2分の1を積み立てることから1,253万6,000円を増額としております。

27節、公課費におきましては、平成27年度確定申告納付額が見込んでおりました額を大幅に下回ったため、本年度の中間払いとして見込んでおりました額を832万6,000円減額としております。

2款、1項、水道施設費におきましては、先ほども申しあげましたとおり、工事の契約状況や進捗状況を精査し、事業費を減額することとしたため、1目、水道施設費においては、丹波瑞穂の上水道事業における13節、委託料を200万円減額し、15節、工事費を4,800万円減額としております。

2目、簡易水道事業費、和知の簡易水道事業においても同様に、15節、工事請負費を5,600万円減額としております。

8ページの3款、1項、2目の利子につきましては、平成27年度事業による平成28年度借入額に対する利率が見込み率を下回ったため、364万7,000円を減額としております。

以上、議案第82号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第83号 平成28年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第1

号)につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の補正予算(第1号)につきましては、既定の歳入歳出予算額9億5,270万円に320万円を増額し、補正後の額を9億5,590万円とすることをお願いするものでございます。

内容といたしましては、維持管理の時代を迎えました下水道事業を将来にわたりより一層効率的な経営を行っていくため、各事業における長期の経営戦略を策定することとし、その予算を主なものとして補正をお願いするものでございます。

それでは、ページをめくっていただきまして、3ページの第2表をお願いいたします。

地方債の補正でございます。資本費平準化債につきまして、平成28年度債から減価償却費の正確な把握が困難な法非適用の事業会計が発行する資本費平準化債においては、より適正な算定方法に見直すこととして、現在、償還中の下水道事業債発行総額のうち、管渠費、処理場費などの建設に要した事業費を反映させた新たな算定方法が導入されたため、この算定に基づき借入限度額1億5,510万円から630万円を減額し、補正後の借入限度額を1億4,880万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と変更はございません。

次に、歳入の主な項目について説明させていただきます。

事項別明細書の3ページをお願いいたします。

1款、1項、1目、下水道事業費分担金につきましては、農業集落排水事業で1口、特定環境保全公共下水道事業で2口増となりましたので、合わせて3口分、259万2,000円を増額としております。

5款、1項、1目、繰入金につきましては、下水道事業債の減額、各施設管理に係る歳出額の増加により不足額が生じますので、これを補うため718万9,000円の増額をお願いしております。

4ページをお願いいたします。

8款、1項、1目、下水道事業債につきましては、先ほど申し上げましたとおり、平成28年度借り入れ分から新たな算定方法となりましたので、これに基づき算定し、従来平準化債の借り入れをしておりませんでした林業集落排水と浄化槽整備の2事業につきましても、近年の借入利率の低下傾向や本債発行額今年度発生元金償還額が普通交付税の算定対象であることなどを勘案し、本年の起債対象事業に新たに加え、当初の2事業と合わせて4事業合計で630万円減額としております。

次に、5ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款、1 項、1 目、一般管理費においては、人件費関係につきまして、各費目を通じまして精査を行っております。

2 款、1 項、2 目、農業集落排水費における施設管理費においては、1 3 節、委託料として、農業集落排水事業、林業集落排水事業における経営戦略策定に要する額として1 9 8 万円を。2 7 節、公課費においては、平成2 7 年度決算による確定申告により、消費税納付額が当初見込みより増加したため、平成2 8 年度分の中間納付において不足する額6 7 万6, 0 0 0 円を増額としております。

2 款、2 項、2 目、公共下水道費における施設管理費においては、6 ページの1 1 節、需用費の修繕料につきまして、瑞穂浄化センター内の流入汚水のしさを除去する装置におきまして、経年劣化から不具合が生じているため、早急に修繕することとし、その費用として2 5 0 万円を増額としております。

1 3 節、委託料、2 7 節、公課費につきましては、農業集落排水費と同様に経営戦略策定に要する額1 3 2 万円、消費税納付金7 1 万3, 0 0 0 円を増額としております。

2 款、3 項、1 目、浄化槽市町村整備推進施設費における2 7 節、公課費につきましても、消費税の中間納付に不足する額として1 9 万4, 0 0 0 円を増額としております。

3 款、1 項、1 目の公課費の元金につきましては、さきの第2 表の地方債の補正で説明いたしましたとおり、償還財源としての特定財源であります資本費平準化債6 3 0 万円を減額し、一般財源を増額することとしてお願いするものでございます。

以上、議案第8 3 号 下水道事業特別会計補正予算（第1 号）の補足説明とさせていただきます。お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） それでは、議案第8 4 号 平成2 8 年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第1 号）につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算に1 2 万4, 0 0 0 円を追加し、補正後の額を9, 9 0 3 万4, 0 0 0 円とすることをお願いするものでございます。

まず、歳入歳出予算補正の内容についてでございますが、先に歳出からご説明申し上げます。

最終ページの事項別明細書4 ページをごらんください。

運行事業費の共済費につきましては、職員共済組合負担金率の変更に伴い9 万3, 0 0 0 円を減額。社会保険料につきましては、臨時雇用の運転手2 人分7 1 万6, 0 0 0 円を増額

するものでございます。賃金につきましては、臨時雇用日数の増加により30万円を増額し、需用費と使用料及び賃借料につきましては、冬用タイヤ購入など執行状況から決算を見込む上で、それぞれ50万円と30万円を減額するものでございます。

1ページ戻っていただきまして、3ページの歳入でございます。

まず、4款、繰越金につきましては、前年度繰越金の確定により32万2,000円を追加し、これにより一般会計からの繰入金を19万8,000円減額するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） それでは、続きまして、議案第85号 平成28年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明を申し上げます。

病院事業会計におきましては、最初に全体の補足説明を申し上げまして、その後、医療施設ごとの補足説明をさせていただきます。

まず、病院事業会計の全体の補正予算につきましては、収益的収入及び支出の補正としまして、収入補正額を560万円とし、補正後の予算額を10億3,010万円とするものでございます。支出では補正額を1,520万7,000円とし、特別損失の960万7,000円を含んで補正後の予算額を10億7,870万7,000円とするものでございます。

また、次ページの資本的収支におきましては、資本的収入の補正額として454万円を追加し、補正後の資本的収入を1億3,797万8,000円とし、今回、資本的支出としましては、補正額はゼロ円となるため、当初予算の資本的支出額4億4,622万5,000円から支出に対して収入が不足する額3億824万7,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填することとするものでございます。

次に、中段の4条の当初予算第7条で定めております議会の議決を得なければ流用することのできない経費のうち、職員給与費につきましては2,468万7,000円を減額し、職員給与費の補正後の額を6億630万5,000円とすることをお願いするものでございます。

それでは、施設ごとに申し上げます。

補正予算第1号の説明書の1ページからでございます。

めぐっていただきまして、収益的収入における京丹波町病院におきましては、款の病院事業収益の補正額としましては1,250万円とするものでございます。目の入院収益としましては1,240万円の減額で、これは当初予定をしていました入院患者におきまして、上半期におきまして、当初予定では病床稼働率を平均76%で36人で見込んでおりましたが、

本年度、平均74%、35人の稼働率で推移しているものでございます。今回、これにより減額を行うものでございます。また、目の外来収益におきましては、質美診療所におきましても、受診者数の減少があったため減額を行うものでございます。

次に、目の長期前受金戻入といたしまして、2,848万円を計上するものでございます。これは、収益的支出の資産減耗費におきまして、平成26年度の公営企業会計の改正により、補助金らで導入した機器設備類がみなし償却制度の廃止により、導入した補助金等も減価償却の対象となるため、現状の機器設備類の残存価格に含まれている補助金分を収益化したものでございます。

次に、和知診療所事業収益であります。目の外来収益におきまして790万円の減額をお願いするものでございます。外来患者数が昨年より減少しております。主に和知診療所の受診患者の高齢化による人口減少から発生してきているものでございます。

次に、和知歯科診療所でございます。目の外来収益におきまして100万円の増額をお願いするものです。これは、自費診療の増が主な理由でございます。

めくっていただきまして、3ページからの収益的支出でございます。

まず、京丹波町病院事業費用ですが、目の給与費におきましては、職員らの人件費関係の所要額の精査を行うものでございます。また、目の経費につきましては、主なものとして、節の消耗備品に停電時対応用品らのストーブ類らの消耗備品に40万円、看護師の看護服の更新に節の賃借料といたしまして125万円です。また、目の資産減耗費に固定資産除却費の収益化により2,992万7,000円を計上いたしております。項の医療外費用における企業債償還利息におきましては、利率低下により61万円4,000円の減額をお願いし、項の特別損失におきましては、目のその他特別損失における960万7,000円においては、繰上償還により利子保証金の相当分を計上するものでございます。

めくっていただきまして、5ページの同じく収益的支出の和知診療所でございますが、款の和知診療所事業費用としましては790万円の減額をお願いするものでございます。目の給与費は、職員らの人件費関係の所要額の精査を行い、目の経費におきましては、施設設備管理の修繕費の対応として30万円を計上するものでございます。また、委託料として、和知診療所でも本年度から毎週水曜日に年間を通して国保の特定健診や企業健診らができるように体制等を整えました。そのシステム入力のため委託料として20万円の増額をお願いするものでございます。

次に、中段の款の和知歯科診療所事業費用としましては、100万円の増額をお願いするものでございます。目の給与費は、職員らの人件費関係の所要額の精査を行い、目の材料費

には診療材料費に35万円を、目の修繕費の施設設備管理として10万円をお願いするものでございます。

次に、めくっていただきまして、7ページでございますが、資本的収入における京丹波町病院の目の企業債償還金に元金償還金分の繰入金として基準内分の454万円をお願いし、補正後の予算額を8,075万円とするものでございます。

なお、資本的支出に係る企業債償還金は、当初予算のとおり変更はございません。通常の定期元金償還と繰上償還とを合わせて行うものでございます。

以上、病院事業会計補正予算に係る補足説明とさせていただきます。ご審議を賜りまして、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

よって、本日は、これをもって散会いたします。

次の本会議は12月7日午前9時に再開しますので、定刻までにご参集ください。

ご苦労さまでございました。

散会 午前11時53分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 野口久之

〃 署名議員 松村篤郎

〃 署名議員 坂本美智代